

公益通報者保護法の改正について

企業の不祥事による被害拡大を防止するための内部通報について、通報者の保護に関するルールを定めた公益通報者保護法が2022年6月1日に改正されました。

この法改正に伴い、当社においてもコンプライアンス規程の改正および企業倫理相談窓口取扱細則を新規に制定しました。

(主な法改正の内容と当社の対応)

【法改正】

- 事業者に対し、内部通報に対応するため必要な体制の整備等を義務付け
- 内部調査等に従事する者を特定し、通報者を特定させる情報の守秘を義務付け
- 保護される対象に、退職者（退職後1年以内）を追加

【当社の対応】

- 企業倫理相談窓口を企画総務部内に設置済み
- 企業倫理相談窓口取扱細則において、企画総務部長、企画総務部の所属員および社外相談窓口を従事者として指定することを明記
- コンプライアンス規程の企業倫理相談窓口の利用対象者に、退職者を追加

(企業倫理相談窓口)

専用電話：080-5234-7016

専用電子メール：compliance@tec.gr.energia.co.jp

tech.csr@ezweb.ne.jp

郵便宛先：〒730-0041 広島市中区小町4番33号